

児童手当の定期支払通知書を廃止します

児童手当を支給する際、定期支払通知書の送付をもって振込のお知らせを行っていましたが、令和7年2月支給分から省資源化のため、定期支払通知書の送付を廃止します。

支給日以降に、通帳の記帳などにより振込をご確認ください。

なお、申請や要件等により、認定、額改定、消滅等がある場合は、現行どおり各種通知文を送付します。

支給月日

偶数月（2月・4月・6月・8月・10月・12月）の10日に支給します。

※通帳には、「ミサトマチジドウテアテ」と印字されます。

10日が休日の場合

10日が土・日・祝日（休日）になる際は、休日の日前において、10日に近い日に児童手当を支給します。

例）9日（土曜日）、10日（日曜日）の場合

⇒ 8日（金曜日）に児童手当を支給

奨学金の申請等で支給にかかる確認書類が必要な場合

奨学金や各種ローンの申請など、やむを得ない事情で支給にかかる確認書類が必要な方は、受給証明書を発行します。発行を希望される場合は、「受給証明願」を下記問合せ先まで提出してください。

なお、即日発行が出来ませんので、余裕をもって申請してください。

※受給証明願の用紙は、窓口にあります。

【受給証明願を提出する際に必要な物】

本人確認のできる物（運転免許証・マイナンバーカード等）

〔問合せ先〕

美里町役場 こども応援課（こども家庭センター）

〒861-4412 熊本県下益城郡美里町佐俣338番地（湯の香苑内）

TEL：0964-42-6550